# 岐阜県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(昭和57年11月30日制定)

一部改正 地保第395号 平成4年9月30日 一部改正 地保第534号 平成5年12月24日 一部改正 医整第906号 平成7年3月17日 一部改正 医整第259号 平成 8 年 7 月 1 2 日 一部改正 医整第306号 平成9年6月27日 一部改正 医整第494号 平成10年8月17日 一部改正 医整第937号 平成11年2月19日 一部改正 医整第744号 平成11年12月2日 一部改正 医整第892号 平成12年2月16日 一部改正 医整第888号 平成13年1月19日 一部改正 健政第1027号 平成13年3月7日 一部改正 医整第222号 平成13年5月25日 一部改正 医整第522号 平成13年9月11日 一部改正 医整第406号 平成14年7月3日 一部改正 医整第913号 平成15年3月5日 一部改正 医整第 48号 平成15年4月1日 一部改正 医整第 92号 平成15年4月11日 一部改正 医整第870号 平成16年1月26日 一部改正 医整第671号 平成 1 6 年 1 0 月 2 9 日 一部改正 医整第1087号 平成 1 9 年 1 月 1 7 日

一部改正 医整第531号 平成19年7月19日 一部改正 医整第405号 平成20年6月6日 一部改正 医整第765号 平成20年8月14日 一部改正 医整第613号 平成21年7月7日 一部改正 医整第387号 平成22年6月16日 一部改正 医整第755号 平成23年10月27日 一部改正 医整第1176号 平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日 一部改正 医整第401号 平成 2 5 年 7 月 9 日 一部改正 医整第1208号 平成 2 5 年 8 月 2 1 日 一部改正 医整第711号 平成27年10月29日 一部改正 医整第161号 平成28年5月11日 一部改正 医整第720号 平成28年11月24日 一部改正 医整第362号 平成 2 9 年 5 月 2 2 日 一部改正 医整第1173号 令和元年10月10日 一部改正 医整第959号 令和2年12月1日 一部改正 医整第1039号 令和3年12月1日 一部改正 医整第1478号 令和4年2月16日 一部改正 医整第478号 令和5年9月14日 一部改正 医整第700号 令 和 6 年 11月 1日 一部改正 医整第531号 令和7年10月31日

# 岐阜県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、救急医療及びへき地医療の確保並びに医療従事者の養成力の充実を図るため、市町村及び病院の開設者(以下「補助事業者」という。)が行う医療施設等設備整備事業(以下「補助対象事業」とする。)に要する経費又は当該経費に対し市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (欠格事由)

- 第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。
  - (1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号。次号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下 同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3)役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる 名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を総括 する権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の 団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有す る者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であ るなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団 体(以下この条において「法人等」という。)
  - (4)役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人 マは注人等
  - (5)役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくな った日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している個人又は法人等
  - (6)役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
  - (7)役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
  - (8)役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者である ことを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これ を利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の名称、補助対象事業、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経

費」という。)、基準額及び補助金の額は、別表1(基準額のあるものにあっては、別表 2)のとおりとする。ただし、1品又は1か所につき算出された額が、医療施設等設備整 備費補助金交付要綱(昭和54年7月27日付け厚生省発医第117号。以下「国要綱」とい う。)4の表第6欄及び医療提供体制推進事業費補助金交付要綱(平成21年5月13日付け 厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知別紙。以下「国要綱甲」という。) 別表4第2欄に定める下限額に満たない設備整備事業については、補助対象事業としない ものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。
- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、別に知事が定める。
- 4 補助金の交付の申請をする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。
  - (1)補助対象経費の配分の変更(軽微な変更(次に掲げる補助金にあっては、それぞれ の区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更)を除く。)をする場合は、あら かじめ知事の承認を受けること。
  - ア へき地医療拠点病院設備整備費補助金
  - イ へき地巡回診療車整備費補助金
  - ウ 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備費補助金
  - エ へき地診療所設備整備費補助金
  - 才 遠隔医療設備整備事業費補助金
  - (2)補助対象事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事 の承認を受けること。
  - (3)補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (4)補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - (5)補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の 完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するともに、その効率的な運用 を図ること。
  - (6) この補助金に係る補助対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けないこと。

- (7)補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円(市町村以外の者にあっては、30万円)以上の機械及び器具を、知事の承認を受けて処分する場合においては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月17日付け医政発第0417001号厚生労働省医政局長通知)第4の規定の例により算出した額を県に納付させることがあること。
- (8) 補助対象事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (9)補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を県に返還すること。
- (10) 県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払 を受けた額に相当する額を、遅滞なく間接補助事業者に交付すること。
- (11) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。ただし、補助事業者が市町村の場合は、当該市町村の契約手続の取扱いに準拠すること。
- (12) 間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。
  - ア 第1号から第6号までに掲げる事項。この場合において、これらの規定中「補助対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」とそれ ぞれ読み替えるものとする。
- イ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械及び機具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで補助事業者の承認を受けないで間接補助事業の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。
- ウ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械及び機具を補助事業者の承認を受けて処分する場合においては、厚生労働省所管一般会計補助金 等に係る財産処分承認基準第4の規定の例により算出した額を県に納付させることが あること。
- エ 間接補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間(当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、財産の処分制限を受ける期間の末日の属する年度の末日まで。以下同じ。)保存すること。
- オ 間接補助事業の完了後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、その確定額を間接補助事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに補助事業者に報告するこ

- と。この場合において、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部であって自ら消費税等の申告を行わず、本部で消費税等の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- カ 間接補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税 等仕入控除税額に相当する額を補助事業者に返還すること。
- キ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど補助事業者が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (13) 前号の規定により付けた条件に基づき補助事業者が承認し、又は指示する場合においては、あらかじめ、知事に協議すること。
- (14) 第12号の規定により付けた条件により補助事業者に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の納付があった場合は、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- 2 前項第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同項第8号 の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当 該各号のとおりとする。
  - (1) 前項第1号の承認 経費配分変更承認申請書 (別記第2号様式)
  - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書 (別記第3号様式)
  - (3)前項第3号の承認 事業中止 (廃止)承認申請書 (別記第4号様式)
  - (4)前項第8号の規定による報告 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(別記第 5号様式)

(補助対象事業の交付決定前着手)

- 第6条 別表2に掲げる補助金の交付を受けようとする者は、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に補助対象事業に着手する場合は、あらかじめ別記第6号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により交付決定前着手届を提出した者は、知事から当該着手届を受理した旨 の通知を受けるまでは、補助対象事業に着手してはならない。この場合において、交付決 定までに生じた損失等は、補助金の交付を受けようとする者の責任とする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

- 第8条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。
- 2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は 翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。
- 4 実績報告書(年度終了に係る実績報告を除く。)を提出するに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかなときは、当該消費税等に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付時期等)

- 第9条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただ し、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第8号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当 するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第 5 条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が 第 2 条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第 17 条第 1 項の規定により、 当該交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第 18 条の規定 により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。
  - (1) 不動産及びその従物
  - (2) 単価50万円 (市町村以外の者にあっては、30万円) 以上の機械及び器具
  - (3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(書類、帳簿等の整備及び保存)

- 第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書(別記第9号様式)を作成しなければならない。
- 2 規則第22条に規定する書類、帳簿等及び前項に規定する調書の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以降5年間(当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、財産の処分制限を受ける期間の末日の属する年度の末日まで)とする。

(書類の提出部数)

- 第13条 この要綱の規定により提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める部数とする。
- (1) 書面により提出する場合 2部(市町村(岐阜市を除く。)にあっては、3部)
- (2) 電子ファイルにより提出する場合 1部

(補助対象事業の表示)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により整備した設備等に県補助金を受けて実施した旨 を表示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - 一 岐阜県へき地中核病院設備整備費補助金交付要綱(昭和53年3月15日付け地保第427号)
  - 二 岐阜県休日診療所設備整備費補助金交付要綱(昭和53年9月12日付け地保第225号)
  - 三 岐阜県病院群輪番制病院設備整備費補助金交付要綱(昭和54年11月2日付け地保第310号)
- 3 昭和56年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成4年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成3年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成5年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成4年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成6年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成5年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成8年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成7年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成9年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成8年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成10年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成9年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成11年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成10年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成12年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成11年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成13年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成12年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成14年度分の予算に係る補助金から適用する。

- 2 平成13年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成15年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成14年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成16年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成15年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成17年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成18年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成19年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成20年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成21年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成22年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成23年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成24年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成26年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成27年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成28年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則

- 1 この要綱は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成30年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 令和元年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 令和 2 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 令和4年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 令和5年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 令和6年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

刊 表 1	(第3条関係)		
補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費	補 助 金 の 額
へ 医 点 韻 費 歯 動 歯 動 歯 動 歯 動 歯 動 歯 動 歯	へき地保健医療対策事業について(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知。以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。)に基づき、知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器の整備事業・歯科医療機器等の整備事業	へき地医療拠点病院として必要な 医療機器購入費(歯科医療機器等購 入費を含む。)	国要綱4(2)アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が定めた額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下同じ。)
へ巡療備助金	へき地保健医療対策等実施要綱に基づき、知事から指定を受けたへき地医療拠点病院又は知事から要請を受けた病院若しくは診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び歯科巡回診療車の整備事業	1 巡回診療車 巡回診療車及び巡回診療用自動車に積載する医療機械器具購入費 2 巡回診療用雪上車 巡回診療用雪上車及び巡回診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費 3 歯科巡回診療車 歯科巡回診療車 歯科巡回診療車とび歯科巡回診療車に積載する医療器械器具購入費	国要綱4(2)7により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が定めた額
在工器者用整補助外別	在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について(平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知)に基づき、市町村長又は知事が適当と認める者が開設する医療施設が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	停電時に貸し出し可能な簡易自家 発電装置等の購入費	国要綱4(4)7により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
休夜患タ備費金	救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知。以下「救急医療対策事業実施要綱」という。)に基づき、市町村の委託により行う休日・夜間急患センターの設備整備事業	休日・夜間急患センターとして必 要な医療機器等の購入費	国要綱甲6(7)7(7)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
病醫療養補	救急医療対策事業実施要綱に 基づき、市町村が行う病院群輪 番制病院の設備整備事業及び病 院の開設者が行う病院群輪番制 病院の設備整備事業に対し市町 村が補助する事業	病院群輪番制病院として必要な医療機器等の購入費	国要綱甲6(7)イ(ア)aにより 選定された額と総事業費から寄 附金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額に 3分の2を乗じて得た額の範囲 内で知事が定めた額(間接補助 事業にあっては、国要綱甲6( 7)イ(イ)aにより選定された額と 総事業費から寄附金その他の収 入額を控除した額と補助して額とを比較して額とを比較して額とを比較して多くが補助した額とを比較しての収 少ない額に3分の2を乗じて得 た額の範囲内)

補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費	補 助 金 の 額
高のかった。高度を対している。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	救急医療対策事業実施要綱に 基づき、知事の要請を受けた病 院の開設者が行う高度救命救急 センターの設備整備事業	高度救命救急センターとして必要 な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒 等の特殊疾病患者用医療機器の購入 費	国要綱甲6(7)ア(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
救命セン設備整補助金	救急医療対策事業実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の 開設者が行う救命救急センターの 設備整備事業	1 救命救急センターとして必要な 医療機器及び重傷熱傷患者用備品 の購入費 2 ドクターカー及びドクターカー に搭載する医療機器等の購入費	国要綱甲6(7)ア(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
基幹災 害 病院 費 補助 金	災害医療対策事業等の実施について(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知。以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。)に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う基幹災害拠点病院として必要	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	国要綱甲6(7)ア(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
	な医療機器等の整備事業	緊急車両(緊急車両に常備する携 行式の応急用医療資器材、テント、 発電機等の設備を含む。)の購入費	国要綱甲6(7)ケ(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
地域災害病院費補費金	災害医療対策事業等実施要綱に 基づき、知事の要請を受けた病院 の開設者が行う地域災害拠点病院 として必要な医療機器等の整備事 業	地域災害拠点病院として必要な医 療機器等の購入費	国要綱甲6(7)ア(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
		緊急車両(緊急車両に常備する携 行式の応急用医療資器材、テント、 発電機等の設備を含む。)の購入費	国要綱甲6(7)ケ(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額

補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
小療機構動	周産期医療対策事業等の実施について(平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知。以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。)に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う小児医療施設の設備整備事業	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機器等を含む。)の購入費	国要綱甲6(7)でアクラス により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
周 医 設 備 整 備 動 強 動 強 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動 動	周産期医療対策事業等実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う周産期医療施設設備整備事業	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の購入費	国要綱甲6(7)7(7)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
へ診療整 備費 助金	へき地保健医療対策等実施要綱に基づき、市町村(地方独立行政 法人及び地方公共団体の組合を含む。)、日本赤十字社、岐阜県厚 生農業協同組合連合会その他知事 が適当と認める者が行うへき地診 療所の設備整備事業	へき地診療所として必要な医療機 器の購入費	国要綱4(4)7により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
遠療難業助金	地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について(平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知。)に基づき、事業計画の提出のあった医療施設の開設者が行う遠隔病理診断、遠隔画像診断及び助言、遠隔手術指導並びにオンライン診療装置の整備事業	遠隔医療の実施に必要なコンピュ 一タ及び付属機器等の購入費	国要綱4(4)7により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
NBC災 害・テロ 対策設備 整備費補 助金	災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行うNBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の整備事業	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	国要綱甲6(7)キ(4)aにより 選定された額と総事業費から寄 附金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額の 範囲内で知事が定めた額
災害拠点 精神科病 院等設備 等整備費 補助金	災害医療対策事業等実施要綱に基づき、DPAT先遣隊を有する病院の開設者が行う災害時の精神科医療の確保に必要な診療設備等の整備事業	DPAT先遣隊を有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費	国要綱甲6(7)コ(イ)aにより 選定された額と総事業費から寄 附金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額に 4分の3を乗じて得た額の範囲 内で知事が定めた額

人工腎 臓装足地 域分 整備 動力 を 補助金	人工腎臓装置の不足地域における整備について(昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知)に基づき、日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会その他知事が適当と認める者が行う人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置の購入費	国要綱甲6(7)ケ(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額に3分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
小児治療 生 生 生 生 の 生 の の で の で の で の の の の の の の	岐阜県小児集中治療室整備事業実施要綱(平成24年11月26日医整第1176号)に基づき、市町村、公的団体その他知事が適当と認める者が行う小児集中治療室設備整備事業	小児集中治療室として必要な医療 機器の購入費	国要綱甲6(7)ウ(イ)aにより 選定された額と総事業費から 寄附金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方 の額に3分の1を乗じて得た 額の範囲内で知事が定めた額
小急拠院整補助院所	救急医療対策事業実施要綱に 基づき、知事の要請を受けた病 院の開設者が行う小児救急医療 拠点病院の設備整備事業	小児救急医療拠点病院として必要 な医療機器の購入費	国要綱甲6(7)7(7)により 選定された額と総事業費から 寄附金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方 の額に3分の2を乗じて得た 額の範囲内で知事が定めた額
内視鏡 訓練備 設備費 補助金	内視鏡訓練施設整備事業の実施について(平成17年3月25日 医政発第0325009号厚生労働省医 政局長通知)に基づき公的団体 その他知事が適当と認める者が 行う内視鏡訓練施設設備整備事 業	内視鏡手術の研修に必要な手術台 、麻酔器、無影灯、スコープ、光源 装置等の購入費	国要綱甲6(7)セ(7)により 選定された額と総事業費から 寄附金その他の収入額を控除 した額とを比較して少ない方 の額の範囲内で知事が定めた 額

#### 別表2(第3条関係)

11 12 2	(3)0 70	74 7117										
補助金の名称	補助	対 象	事 業	補助対象経費	基	準	額	補	助	金	の	額
が 療施 離 費 歯 歯 歯 歯 歯 歯 歯 歯 歯 歯 歯 歯 歯 歯 歯 歯 歯 歯	がんのを行う病事で地方独立を構する	院の設 方公共 立行政	備整備 団体及 法人が	がん診療施設と して必要ながんの 医療機器、臨床検 査機器等の購入費	32,4 (1 54,000 で知事 いては えない	当たり 400千円 品目の価格 3千円をあるも が32,400= 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	えるもの ものにつ 千円を超 頂を加算	出額とを選定ら寄附した額	を比較 し、そ 付金その [とを比 分の 1	なして生の額を乗りた。	かない と総事 又入額 て少な こて	の方業を 実の を を を 方 数 た 額 か た 額 の の の の の の の の の の の の の の の の の の
医リリシ施備事補的ビーン設備費金	日本赤阜県厚生連合会がテーショ整備事業	農業協 行うリ ン施設	ハビリ	医学的リハビリ テーション施設と して必要な医療機 器の購入費	/2 .	当たり 800千円		出額とを選定ら寄附した額	を比較 し、そ 付金その [とを比 分の 1	なして生の額を乗してを乗していた。	かない と総事 又入額 て少な こて得	の実支額 対撃整控 が大額の

別 記

第1号様式(第4条関係)

番 号 年 月 日

岐阜県知事

様

住所 補助事業者名 代表者氏名

年 度

補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金

円

- 2 経費所要額調(別紙1)
- 3 事業計画書(別紙2)
- 4 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること。)
- 5 医療機器等のカタログ及び見積書
- 6 その他 参 考となる書 類

#### 経 費 所 要 額 調

補助事業者名(

													122	开木石	^H \			,
区分	総事業費	寄 附 金 その他の	差引事業費	対象経費の	基 準 額	選定額	市	町	村	県	補	助	県補	助基	本	仕入れに係る	県	補助
	心ず术質	収 入額	左打爭未負	支出予定額	坐 平 识	医 仁 帜	補	助	額	基	本	額	所	要	額	消費税等 相 当 額	所	要 額
	円	円	円	円	円	円			円			円			円	円		円
(直接補助事業)																		
施設名																		
計																		
(間接補助事業)																		
施設名																		
<del>≣ </del>																		
合 計																		

- (注) 1 「総事業費」欄には、当該事業に係る分のみ記入すること。
  - 2 「選定額」欄には、「対象経費の実支出額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
  - 3 「県補助基本額」欄は、次により記入すること。
    - ア 直接補助事業の場合 … 「差引事業費」と「選定額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
    - イ 間接補助事業の場合 … 「差引事業費」と「選定額」と「市町村補助額」とを比較して最も少ない額を記入すること。
  - 4 「県補助基本所要額」欄には、「県補助基本額」に補助率を乗じて得た額を記入すること(千円未満切り捨て)。
  - 5 補助対象事業が直接補助事業のみの場合は、「間接補助事業」欄及び「市町村補助額」欄の記入を要しない。
  - 6 「県補助所要額」欄には、「県補助基本所要額」から「仕入れに係る消費税等相当額」を控除した額を記入すること。

# 別 紙 2

# 事業計画書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業の種類(補助金名)
- 3 設備整備の内容

品名	銘 柄	規 格	員数	単 価	金額	設 置 場 所	備  考
1 補助対象事業分				円	円		
小計	_	_	_	_		_	
2 補助対象外事業分							
小計	_	_	_	_		_	
合 計	-	I	ı	ı		_	

第2号様式(第5条関係)

番号

年 月 日

岐阜県知事様

住所補助事業者名代表者氏名

年度補助金に関する

事業経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業に要する経費の配分を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

第3号様式(第5条関係)

番号

年 月 日

岐阜県知事

様

住 所補助事業者名代表者氏名

年 度

補助金に関する

事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

第4号様式(第5条関係)

番号

年 月 日

岐阜県知事様

住 所補助事業者名代表者氏名

年度補助金に関する

事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業を中止(廃止)したいので、承認されるよう申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

<del>/-/-</del>	_	П.	1大	<del>-1-</del>	1	<i>/-/-</i>	_	攵	日日	15	1
宏	Э	カ	你求	式	(	宏	Э	釆	关	1余	)

番 号 年 月 日

岐阜県知事様

住 所補助事業者名代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年月日付け第号により交付決定があった補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等に係る仕入れ控除税額(A)

金

3 消費税等の申告により確定した消費税等に係る仕入控除税額(B)

金

4 補助金返還相当額(B-A)

金

注:参考となる資料(2の金額の積算の内訳等)を添付すること。

第6号様式(第6条関係)

番 号 年 月 日

岐阜県知事様

住所補助事業者名代表者氏名

年 度

補助金に関する事業交付決定前着手届

岐阜県医療施設等設備整備費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、別記条件を了承の上、補助金の交付決定前に補助対象事業に着手したいので、下記のとおり届け出ます。

なお、本件について、交付決定がなされなかった場合においても、異議を申し立てません。

記

- 1 施設名称
- 2 総事業費
- 3 事業概要
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

#### 別記条件

- (1)知事から受理通知を受けるまでは、着手しないこと。
- (2) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災事変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は、申請者が負担すること。
- (3)補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- (4) 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。
- (5) 事 前 着 手 であっても、関 係 法 令・規 則 等 を遵 守 すること。

第7号様式(第8条関係)

番 号 年 月 日

岐阜県知事

様

住所補助事業者名代表者氏名

年 度

補助金に関する

事業実績報告書

年 度

補助金に関する事業の実績につ

いて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金精算額 金

円

- 2 経費所要額精算書(別紙1)
- 3 事業実績報告書(別紙2)
- 4 当該事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本(当該補助対象事業の決算額を備考欄に記入すること。)
- 5 契約書の写し及び検収調書の写し
- 6 その他参考となる書類

#### 経 費 所 要 額 精 算 書

補助事業者名(

											1111-23 - 3- 7-10			
区 分	総事業費	寄附金 その他の 収入額	差引 事業費	対象経費 の 実支出額	基準額	選定額	市町村補助額	県補助 基本額	県補助 所要額	消費税 等に 係る仕入 控除税額	要県 補助額	県補助 交付 決定額	県補助 受入済額	差引過 (△) 不足額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(直接補助事業)														
施設名														
計														
(間接補助事業)														
施設名														
計														
合 計														

- (注) 1 「総事業費」欄には、当該事業に係る分のみ記入すること。
  - 2 「選定額」欄には、「対象経費の実支出額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
  - 3 「県補助基本額」欄は、次により記入すること。
    - ア 直接補助事業の場合 … 「差引事業費」と「選定額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
    - イ 間接補助事業の場合 … 「差引事業費」と「選定額」と「市町村補助額」とを比較して最も少ない額を記入すること。
  - 4 「県補助所要額」欄には、「県補助基本額」に補助率を乗じて得た額と「県補助交付決定額」とを比較して少ない方の額を記入すること(千円未満切り捨て)。
  - 5 補助対象事業が直接補助事業のみの場合は、「間接補助事業」欄及び「市町村補助額」欄の記入を要しない。
  - 6 「要県補助額」欄には、「県補助所要額」から「消費税等に係る仕入控除税額」を控除した額を記入すること。

# 別 紙 2

#### 事業寒績報告書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業の種類(補助金名)
- 3 設備整備の内容

品 名	銘 柄	規格	員 数	単 価	金 額	設 置 場 所	備考
нн т	»н III	796 10	~	П	15.		VIII 3
				円	円		
1 補助対象事業分							
1							
小 計	_	_	_	_		_	
2 補助対象外事業分							
- 1111/20/14/20/14/20/20							
小計	_	_	_	_		_	
合 計	_	_	_	_		_	

第8号様式(第9条関係)

番号

年 月 日

岐阜県知事様

住所動事業者名

代表者氏名

発行責任者氏名:

担 当 者 氏 名:

連絡先(電話番号):

年 度 補 助 金 交 付 請 求 書

次のとおり補助金の交付を請求します。

金

 ただし、
 年月日付け第号で交付決定を受けた

 年度 補助金

振込みは、下記へお願いします。

金融機関本(支)店名

口座名義人

普通・当座預金の別

口座番号

年 度 補 助 金 調 書

厚生労働省所管

(地方公共団体

	備考
	ν <del>ιιι</del> -′~
うち国庫	
浦 助 金	
相 当 額	
円	
Ħ	計 助 金 目 当 額

- 1 「地方公共団体」の「科目」欄は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。